

個人情報保護のための行動基準

株式会社アウトソーシングは「個人情報保護法」の施行に伴い、法律の適用を受ける「個人情報取扱事業者」となり、いろいろな義務と責任を負っています。法律に定められた義務と責任を果たすためには、当社で働くすべての社員が、ここに定める行動基準に沿って行動することが求められます。

1. 名刺一枚、書類一枚であっても、特定の個人を識別できるものであれば立派な個人情報です。許可なく社外へ持ち出さないこと。
2. 自社の所有する情報だけでなく、取引先の情報についても取り扱いに十分注意すること。
3. 故意に個人情報を漏洩すると、窃盗罪、業務上横領、不正競争防止法違反等に問われることがありますので注意すること。
4. 個人情報を漏洩させ、相手に損害を与えると、損害賠償を求められることがありますので注意すること。
5. 自己で判断できないものについては、上司又は労務管理者に相談すること。